

お知らせ

令和4年4月から在宅介護支援金支給事業が始まります。

当該事業は、既存のねたきり高齢者等を対象としている、介護手当支給事業、寝具乾燥等事業、訪問理美容サービス助成事業の3事業を廃止統合し、在宅要介護者の方がそれぞれ必要なサービスに柔軟に利用することができるように支援金を支給するものです。



(用途例)

- ・とろみ剤等生活用品物品等の購入
- ・寝具の洗濯及び乾燥
- ・訪問理美容を利用した際の出張料 など

1 対象者

市内在住の要介護3以上の在宅要介護者の方又はその介護をする方(どちらか一方の支給になります。)

2 支援金の額

月額 6,000 円

3 支給期間

申請書を市に提出した月から資格を失うまでの期間



4 支払方法

8月(4月～7月分)、12月(8月～11月分)、4月(12月～3月分)の各月末に4か月分を支給します。

5 資格の消滅

次の場合には資格がなくなります。

- (1) 要介護者が市外へ転出したとき
- (2) 要介護者が死亡したとき
- (2) 要介護者が介護保険施設等に入所したとき

《介護保険施設》

介護老人福祉施設 (例) 長和園、うらだての里、さかえの里 など

介護老人保健施設 (例) ケアホーム三条、いっぷく など

介護医療院 (例) かもしか病院、三条東病院、富永草野病院

認知症対応型共同生活介護 (例) グループホームこころつくし など

特定施設入居者生活介護 (例) 有料老人ホーム、ケアハウス など

※介護療養型医療施設も含みます。

- (3) 要介護者が病院(医療型)へ3か月以上入院したとき

6 その他

(1) 現在介護手当を受給されている方

申請不要で本事業の支援金の支給を受けられます。ただし、介護保険施設に入所等により、対象要件を満たしていない方や、在宅介護支援金の口座の登録等が必要な方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

(2) 現在寝具乾燥等事業及び訪問理美容サービス事業の対象者の方

在宅介護支援金認定申請書の提出が必要です。要件を満たしている方は、申請書を御記入いただき、お手数ですが、提出をお願いします。(郵送でも受付できます。)

問合せ先

三条市福祉保健部高齢介護課介護保険係

電話：34-5476（直通）

F A X：32-0028

メール：koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp